

令和5年第4回鴨川市議会定例会議決結果（議員の議案に対する賛否表）

No. 1

議案番号	議席番号 議員名	件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	議決年月日	結 果	賛 成	反 対	
			福岡 梓	石川 弘三	入江 裕一	高橋 和夫	藤本 省幸	秋山 貢輔	長谷川 倫秀	松井 寛徳	本吉 正和	杉田 至	佐藤 和幸	佐々木 久之	川股 盛二	川崎 浩之	佐久間 章	福原 三枝子	庄司 朋代	鈴木 美一					
議案第61号		専決処分の承認を求めることについて（令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第6号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 11	原案承認	17	0
議案第62号		鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第63号		鴨川市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第64号		鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第65号		鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第66号		鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第67号		鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第68号		鴨川市指定管理者の指定について（鴨川市地域資源総合管理施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第69号		令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第7号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第70号		令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第71号		令和5年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第72号		令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第73号		令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
議案第74号		令和5年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0
諮問第3号		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 11	異議ない 旨 答 申	17	0
諮問第4号		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 11	異議ない 旨 答 申	17	0
議案第75号		鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0

※ ○は賛成、×は反対、欠は欠席、退は退席（棄権）、除は除斥、遅は遅刻、早は早退、「－」は議長を表します。

（注）1. 議長は、過半数議決の場合は表決に加わりません。ただし、可否同数の場合は裁決権を行使します。また、特別多数議決の場合は、議長は議員として表決権を有しています。

（注）2. 除斥とは、議会の審議における審議の公正を期するため、審議事件と一定の利害関係を有するため審議に参加することができない議員です。

令和5年第4回鴨川市議会定例会議決結果（議員の議案に対する賛否表）

No.2

議案番号	議席番号 議員名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	議決年月日	結 果	賛 成	反 対	
																								福岡 梓
議案第76号	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第8号）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	16	1
発議案第10号	鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5. 12. 21	原案可決	17	0

※ ○は賛成、×は反対、欠は欠席、退は退席（棄権）、除は除斥、遅は遅刻、早は早退、「-」は議長を表します。

（注）1. 議長は、過半数議決の場合は表決に加わりません。ただし、可否同数の場合は裁決権を行使します。また、特別多数議決の場合は、議長は議員として表決権を有しています。

（注）2. 除斥とは、議会の審議における審議の公正を期するため、審議事件と一定の利害関係を有するため審議に参加することができない議員です。